

GPU クラウドサービス利用規約

2026 年 7 月 22 日制定

NTTPC コミュニケーションズ株式会社

目次

第 1 章 総則	4
第 1 条(利用規約の適用)	4
第 2 条(利用規約の変更)	4
第 3 条(本サービス)	4
第 4 条(サービスの提供条件)	4
第 5 条(第三者への委託)	5
第 6 条(サービスの終了)	5
第 2 章 契約	6
第 7 条(契約の単位)	6
第 8 条(契約者)	6
第 9 条(利用申込)	6
第 10 条(契約申込の承諾)	6
第 11 条(契約期間)	7
第 12 条(最低利用期間)	7
第 13 条(保証金)	7
第 14 条(契約者情報の届出)	8
第 15 条(契約者の地位の承継)	8
第 16 条(契約者の地位の譲渡)	8
第 17 条(契約者が行う利用契約の解除)	8
第 18 条(当社が行う利用契約の解除)	9
第 3 章 契約者の義務	9
第 19 条(ID 及びパスワードの管理)	9
第 20 条(利用体制に関する義務)	10
第 21 条(禁止行為)	10
第 22 条(利用中止)	12
第 23 条(利用停止)	12
第 24 条(免責)	13
第 5 章 料金等	13
第 25 条(料金等)	13
第 26 条(料金等の支払義務)	13
第 27 条(月額料金)	13
第 28 条(違約金)	13
第 29 条(料金等の支払方法)	14
第 30 条(割増金)	14

第31条(延滞損害金)	14
第32条(割増金等の支払方法)	14
第33条(消費税)	14
第34条(端数処理)	14
第35条(料金の相殺)	15
第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い	15
第36条(ソフトウェア等の著作権等)	15
第37条(契約者管理データの取扱い)	15
第38条(契約者管理データの利用)	16
第39条(契約者管理データの消去)	16
第7章 損害賠償等	16
第40条(責任の制限)	16
第42条(注意喚起)	17
第43条(第三者利用)	17
第44条(お客さま情報の保護)	18
第45条(契約者に対する通知)	18
第46条(通信の秘密の取扱い)	18
第47条(通信の秘密の非開示)	19
第48条(不可抗力)	19
第49条(準拠法・管轄裁判所)	19
第50条(分離可能性)	19

第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

NTTPC コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、GPU クラウドサービス利用規約(以下「利用規約」といいます。)を定め、本利用規約に基づき GPU クラウドサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第2条(利用規約の変更)

当社は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4 の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1)利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2)利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は利用規約の変更を行うときは、当該変更後の利用規約の内容及びその効力発生時期を当社 Web サイト上(<https://www.nttpc.co.jp/press/>)へ掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条(本サービス)

本サービスで提供する各メニューは別紙1のとおりとします。

第4条(サービスの提供条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様に定めるとおりとします。

2 本サービスの利用は、日本国内でのみ利用することができ、国外からの利用については、一切保証しません。

3 当社は、本サービスの利用に係る契約(以下「利用契約」といいます。)ごとに GPU カード搭載環境を定めます。

4 契約者は、本サービスの利用に際して当社がサーバーを運用するデータセンターに立ち入ることはできません。

5 契約者が本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器及びソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

6 契約者が契約者設備(本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのことをいい、以下同じとします。)に異常がある場合、その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において契約者設備が原因と判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備がサービス仕様に定める技術基準等に適合していることの検査を行い、その結果の提出を求めることができるものとします。

7 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備が技術基準等に適合していないことが判明した場合その

他当社の提供するサービスに支障が生じるおそれがある場合には、契約者に対し当該契約者設備の利用の中止及び技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとしします。

8 契約者は、当社が本サービスに基づき提供されるソフトウェアの権利者に対して、契約者を特定する情報(契約者名、住所、電子メールアドレス等)を開示すること、及び開示されたソフトウェアの権利者が本サービスの利用上必要な範囲に限り利用することを承諾するものとしします。

9 契約者が本サービスの利用にあたり、当社が提供する接続サービス(Master'sONE、Prime ConnectONE 及びNTTPC バーチャルデータセンター(vDC)をいいます。)を利用する場合には、契約者は当該接続サービスに係る利用規約にも同意の上、当該接続サービスを利用するものとしします。

第5条(第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営(申込受付、請求業務、問い合わせ窓口業務、提供終了後等の契約上及び契約外の手続を含みます。)にかかわる業務を第三者(本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の再委託先のことをいい、以下同じとします。)に委託することができるものとしします。

2 当社は、前項の規定により第三者に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第6条(サービスの終了)

当社は、本サービスの全部若しくは一部を終了し、又は本サービスの提供仕様若しくは技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含みます。)を変更することができるものとしします。

2 当社は、本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する本サービスの契約者に対し、変更又は終了する3か月前までに通知します。

3 当社は、本サービスのうちオプションの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションの契約者に対し、変更又は終了する2か月前までに通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合は、該当する各サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様及び技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとしします。

5 前3項にかかわらず、提携事業者のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知することにより変更又は終了します。

6 当社は、第2条(利用規約の変更)に基づき行った利用規約の変更又は本条に基づき行った本サービスの終了若しくは変更により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス又は通信機器等を変更、改造その他の契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第2章 契約

第7条(契約の単位)

本サービスは、契約者を単位に一つの利用契約を構成します。

第8条(契約者)

利用契約の契約者は、法人(法人番号の指定を受けた者をいい、以下同じとします。)のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた場合は、この限りではありません。

第9条(利用申込)

本サービスの利用(利用契約の内容の変更に係るものを含みます。)を希望する場合、利用規約に同意のうえ、当社所定の方法によって申込むものとします。

2 前項の利用契約の内容の変更には、別紙において定めるプラン等について、契約者がその利用開始の請求及びその解約の請求を含みます。

3 前2項に際して、当社は申込内容の確認のため資料の提出を求めることができます。

第10条(契約申込の承諾)

当社は、利用契約の申込み(変更申込を含みます。以下本条において同じとします。)があったときは、申込みを受け付けた順に従って審査を行い承諾します。ただし、契約申込の審査その他の当社の事務処理上相当な事由がある場合、その順序を変更できるものとします。

2 利用契約は、当社が利用開始日その他の申込みの承諾に関する通知を発信した時点において成立します。

3 当社は、次の各号で定める審査基準に該当する場合、利用契約の申込みを拒否又は承諾を取り消すことができるものとします。

(1)本サービスを提供することが技術的に困難なとき、又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき。

(2)申込者が第8条(契約者)に定める要件に該当しないとき。

(3)申込者が本サービス又は当社が提供する他のサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4)申込者が本サービス又は当社が提供する他のサービスにおいて利用を停止されている若しくはされたことがある、又は契約の解除をされたことがあるとき。

(5)申込者が利用申込書に虚偽の申告をしたとき(記載された連絡先への通知が未達となるを含みます。)、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないときその他申込者の意思を確認できないとき。

(6)第21条(禁止行為)の規定に違反するおそれがあるとき。

(7)本サービスの提供に係わる業務の遂行上著しい支障があるとき。

(8)その他当社が求める資料を提出をしないとき又は当社が定める審査基準を満たさないとき。

4 当社は、利用契約が成立した後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害について一切の責任を負わず、契約者は契約取消までに当社に生じた費用を負担するものとします。

第11条(契約期間)

本サービスの契約は、期間の定めのないものとし、利用開始日から解約日まで継続するものとします。

第12条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、別紙1に定めるものとします。

第13条(保証金)

当社は、第10条(契約申込の承諾)第3項各号に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、申し込みを承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額(将来発生することが合理的に見込まれる額を含みます。)に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3か月以内に契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し利用契約に基づく債権の回収が困難と判断した場合、直ちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、直ちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって利用契約に基づく債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって利用契約に基づき発生するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第4項に定める場合以外で保証金を処分しないものとします。

9 当社は、契約者が利用契約に基づく利用料金その他の料金の支払いを怠ると考えられる明白な理由があるときは、本条の規定を準用します。

第14条(契約者情報の届出)

契約者は、商号、住所、所在地、電子メールアドレス、利用責任者その他契約者に係る事項について変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類又は当社の指定する資料を提出するものとします。

3 前2項の届出又は資料の提出を怠ったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

4 商号の変更をする場合、当社に別紙に定める手数料を支払うものとします。

第15条(契約者の地位の承継)

法人の合併又は会社分割により契約者の地位の承継があった場合、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割により利用契約の全部を承継した法人は、書面によりその旨を直ちに届け出る必要があります。

2 利用契約を承継した者が当社の定める審査基準に満たない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該利用契約の承継人に書面による通知をすることにより利用契約を解除することができるものとします。当該期日までに当社が解除しなかった場合、利用契約の承継人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

3 契約者の地位の承継にあたっては、承継人が当社に別紙3に定める手数料を支払うものとします。

第16条(契約者の地位の譲渡)

利用契約の譲渡は、利用規約に特段の定めがある場合を除き、当社の承諾を得なければその効力を生じません。

2 利用契約の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求するものとします。

3 当社は、前項の譲渡承認の請求にあたり、当事者の確認のために資料の提出を求めることができます。

4 契約譲渡にあたっては、譲受人が当社に別紙3に定める手数料を支払うものとします。

5 当社は、利用契約の譲受者が第10条(契約申込の承諾)第3項各号に該当する場合には、譲渡請求を拒否することができるものとします。

6 当社が譲渡請求を承諾した場合、利用契約の譲受者は、譲渡人が有していた一切の権利及び義務を承継するものとします。

7 利用契約の譲渡に伴い生ずる紛争については、譲渡人及び譲受人の責任においてこれを解決するものとします。

第17条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解約希望する月の前月末日までに、当社所定の方法により通知するものとします。

2 前項の通知を受領した場合の解約日は、当該通知を受領した月の翌月末日とします。

第18条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告なく直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 第23条(利用停止)に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
- (2) 契約者が指定した支払期日を経過してもなお、本サービスの利用に係る料金の支払いがないとき。
- (3) 契約者が当社に申し出た内容に虚偽の内容があったとき。
- (4) 法令等(外国法等を含みます。以下同じとします。)に基づく強制的な処分により、本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき。
- (6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき。

2 当社は、第22条(利用中止)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消すること、又は本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することがあります。

3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における本サービスの利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

4 当社が利用契約を解除した場合、契約者は利用契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して当該債務を一括して弁済するものとします。

第3章 契約者の義務

第19条(ID及びパスワードの管理)

契約者は、本サービスにて付与するID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 ID及びパスワード等を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、ID及びパスワード等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、ID及びパスワード等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、ID及びパスワード等の漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にID及びパスワード等を変更することができるものとします。ID及びパスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

6 前項の措置を取ったことにより契約者に損害が生じたとしても、当社は責任を負いません。

第20条(利用体制に関する義務)

契約者は、本サービスにアクセス又は管理権限を有する者の国籍、居住地、所属、業務内容、本サービスの利用場所及び利用方法その他本サービスの利用に関する事項について、輸出管理に関する法令及び規制(日本法に限られないものとし、以下同じとします。)に抵触しない体制を自らの責任において構築及び維持するものとします。

2 契約者は、当社が前項で定める事項について回答を求めた場合には、当社が指定する期間内に回答するものとします。

第21条(禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反、そのおそれのある行為又はそれに類似する行為。
- (2) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、その名誉、信用、プライバシーその他の人格的権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (3) 第三者の個人情報その他第三者に関する情報を不正な手段を用い収集、取得又はそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為又はそれに類似する行為。
- (5) 当社又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (6) 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為又はそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為又はそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、若しくはそれに類似する行為又はこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ又は児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為及び児童の保護等に関する法律に違反する行為若しくはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業又はそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業又はそれに類似する行為。
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為若しくはそれに類似する行為。
- (15) 本サービスの提供を妨害する行為又はそのおそれのある行為。
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様で 本サービスを利用する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (17) 当社又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為若しくはアタック行為。
- (18) 当社又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法若しくは態様で 本サービスを利用する行為及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為若しくはそれに類似する行為。

(19)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含みますが、それに限定されません。)を送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール又は迷惑メール)を送信する行為若しくはそれに類似する行為。

(20)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害する、若しくはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用又は第三者に提供する行為若しくはそのおそれのある行為。

(21)第三者の通信環境を無断で国際電話又は有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。

(22) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。

(23)他人の認証情報を不正に使用する行為又はそれに類似する行為。

(24)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第23条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第23条(利用停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

5 契約者は、第1項各号の規定に違反して 本サービスの利用に係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

6 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

7 契約者は、契約者の責任において日本国その他関係国の輸出管理関連の法令および規制を含む適用されるすべての輸出関連法規を遵守するものとします。

8 契約者は、本サービス又は 本サービスに係るソフトウェアを直接的であれ間接的であれ輸出若しくは持ち出す場合又は非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。

9 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと、又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。

10 契約者は、本サービス又は本サービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用のために使用してはなりません。

第4章 サービスの制限

第22条(利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの全部又は一部の利用を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社若しくは他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 加入者回線を提供している電気通信事業者が行う電気通信設備の保守、工事又は障害の発生等のためやむを得ないとき。
- (4) 天災、事変、パンデミック、エビデミックその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (5) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (6) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが困難になったとき。
- (7) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき

2 当社は本サービスの提供を中止するときは、契約者に対しその旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第23条(利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 第21条(禁止行為)に該当したとき。
- (2) 第15条(契約者の地位の承継)第1項の届出を行っていないとき。
- (3) 第20条(利用体制に関する義務)において、当社から回答を求められているにもかかわらず、期限内に回答をしなかった場合又は回答内容が不十分だった場合若しくは輸出管理に関する法令及び規制に抵触していた場合
- (4) 当社の承諾なく第三者に本サービスの利用に関する権利を使用させていると当社が判断したとき。
- (5) 本サービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し、過大な負荷又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されません。)を与えたとき。
- (6) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (7) 利用契約に違反又は違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (8) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (9) その他、当社が不適切と判断するとき

2 第1項による本サービスの提供の停止の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、契約者が第1項に該当したときは、第1項の措置に加え契約者管理データ、(本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報をいい、以下同じとします。)を削除し、又は契約者管理データの利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を通知するものとします。ただし、設備保全上必要な場合、当社又は第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急かつやむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することができるものとします。また、当該通知が契約者に到達しない場合でも、本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第24条(免責)

当社は、本章に定める本サービスの制限の実施について、特段の定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第5章 料金等

第25条(料金等)

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料(以下併せて「料金」といいます。)は、別紙3に定める額のとおりとします。

第26条(料金等の支払義務)

契約者は、別紙3に定める料金の支払いを要することとします。

2 第22条(利用中止)又は第23条(利用停止)が適用され、本サービスを利用できない期間があったとしても、当該サービスの提供があったものとみなし、本サービスの料金を支払うものとします。また、当社は本サービスを利用できない期間に既に支払われたサービス利用料を一切払い戻す義務を負いません。

第27条(月額料金)

当社は、月額料金の本サービスを次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した金額を請求するものとします。

(1) 利用開始月の料金は、サービス利用開始日から当該月の末日までの期間に応じて、日割りで計算した額とします。

(2) 契約の解除日は当該月の末日とし、解除があった月の料金は、月額料金の全額を支払うものとします。

第28条(違約金)

契約者が最低利用期間を経過する前に利用契約を解除した場合、契約者は、当該解除日の翌日から最低利用期間の末日までの期間に対応する本サービスの料金相当額を、違約金として当社に支払うものとします。

第29条(料金等の支払方法)

契約者は、本サービスの料金等を、当社が承諾した銀行振込又は口座振替の方法により支払うものとします。

2 支払に関する詳細条件は、契約者と金融機関等との契約又は当社が別途定める方法によるものとし、請求書により支払う場合には、当該請求書に記載された支払期日までに支払うものとします。

3 契約者と金融機関等との間で紛争が生じた場合には、当該当事者間で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第30条(割増金)

料金等の支払いを不当に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第31条(延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務(延滞損害金は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数 1 日につき年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第32条(割増金等の支払方法)

第30条(割増金)及び第31条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第33条(消費税)

契約者が当社に対し利用契約にかかる債務を支払う場合、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)を併せて支払うものとします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動する場合には、改正日以降の消費税等の額は、変動後の税率によって算出する額を支払うものとします。

第34条(端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第35条(料金の相殺)

当社は、返還すべき料金が発生した場合は、それ以後の契約期間で発生する料金でその返還すべき料金を相殺して返還することができるものとします。

第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第36条(ソフトウェア等の著作権等)

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与若しくは提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(利用規約、本サービスの仕様及び取扱マニュアル等を含みます。以下本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)、著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいいます。)及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は前項のほか、次のとおりプログラム等を取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製、改変及び編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡及び担保の設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除し、若しくは変更しないこと。
- (5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。

3 契約者が前項の規定に違反したことにより、本サービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、本サービスの利用を停止することがあります。また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。

第37条(契約者管理データの取扱い)

契約者管理データの滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 契約者管理データが、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、その原因の如何を問わず当社は責任を負いません。

3 契約者管理データは、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データにおける知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

5 契約者は、利用契約が終了等するとき(当社が本サービスに定めるメニュー又はプラン等を廃止するときを含みます。)は、前項に規定する契約者管理データを自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

す。

6 本サービスを利用して契約者が提供し、又は伝送する契約者データ等については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

7 契約者管理データのうち、契約者が作成したコンテンツ・プログラム等の動作により生じた損害に対しても、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。

第38条(契約者管理データの利用)

当社は、当社の電気通信設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、契約者管理データを確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本項の定めは、契約者管理データの復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データを、前項その他利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、確認、利用その他の措置を行わず又は第三者に開示及び提供しません。

第39条(契約者管理データの消去)

当社は、契約者管理データが、当社の定める所定の基準を超えたとき又は第23条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積している契約者管理データを削除し、又は契約者管理データの転送を停止することができるものとします。

2 当社は、利用契約の解除(本サービスの全部又は一部の廃止を含みます。)があったときは、契約者管理データを消去します。

3 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、負わないものとします。

第7章 損害賠償等

第40条(責任の制限)

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 前項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

3 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に

対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第41条(免責)当社は利用規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害について請求しないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に当該の損害を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をしないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負わないものとします。

4 当社は、利用規約の変更等により契約者設備等の改造又は変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 利用規約に定める免責に関する事項は、利用規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が利用規約に含まれる場合は、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第42条(注意喚起)

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等(以下「サイバー攻撃等」といいます。)による異常な通信の発生又はそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者又は公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

第43条(第三者利用)

契約者は、当社の承諾なく第三者に本サービスの利用に関する権利の全部又は一部を使用させることはできません。

2 当社の承諾なく第三者に本サービスの利用に関する権利を使用させた場合、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者(以下「サービス利用者」といいます。)に対して、利用規約に定める契約者の義務を遵守させなければならない、サービス利用者が利用規約に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 前項の場合、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、サービス利用者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとし

ます。

4 第2項の場合において、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

5 当社は、契約者が当社の承諾なくサービス利用者に本サービスの利用に関する権利の全部又は一部を使用させていると判断した場合、当社は契約者に対しサービス利用者への使用をやめさせるよう警告を出すことができます。

第44条(お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上、営業上その他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を「個人情報保護方針」

(<https://www.nttpc.co.jp/company/effort/privacy.html>)に記載された利用目的のほか、契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

第45条(契約者に対する通知)

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に発信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。

2 当社が契約者に対して行う通知は、利用責任者に対する通知をもって、契約者に対する通知をしたとみなします。

第46条(通信の秘密の取り扱い)

当社は、本サービスの利用に係る通信の秘密(当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等をいい、以下同じとします。)について、課金、料金請求、サービスの維持継続及びネットワークの安定的運用等の業務遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があり、契約者はこれに同意するものとします。

第47条(通信の秘密の非開示)

当社は、通信の秘密を法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第48条(不可抗力)

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第49条(準拠法・管轄裁判所)

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第50条(分離可能性)

利用規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

附則 この利用規約は、2026 年 7 月 22 日から実施します。

別紙 1 本サービスにおけるプラン

本サービス

プラン	契約期間	請求	最低利用期間
GPU クラウドサービス ベアメタル	契約期間の定めなし	月額払い	3か月

別紙2 提供条件

1 GPU クラウドサービス ベアメタル

(1) GPU クラウドサービス ベアメタルの提供範囲は次のとおりとします。

ア 契約者へ提供する GPU カード搭載ベアメタルサーバー

イ 共有的なインフラ設備(インターネット接続等)

(2) GPU クラウドサービス ベアメタルにおいて、OS の運用、OS 上にインストールする任意のソフトウェア(3D アプリ等)の初期導入・運用については、契約者の負担と責任で行うものとします。

別紙3 料金表

1. 初期費用

品目	単位	初期料金(税抜き)
PRO 6000 × 8 枚(ベアメタル) 初期費用	新規申込み毎	150,000 円

2. 基本料金

品目	単位	月額料金(税抜き)
PRO 6000 × 8 枚(ベアメタル) ※1	1サーバー毎	1,600,000 円

3. オプションサービス料金

品目	単位	料金(税抜き)
vDC 接続 初期費用 ※2	新規申込み毎	個別見積
vDC 接続 月額	1接続毎	個別見積(月額料金)
vDC 接続 NW 設定変更作業	1 回毎	個別見積
ファイアウォール設定変更作業	1 回毎	70,000 円
OS 再インストール作業 ※3	1 回毎	50,000 円
契約譲渡	1 回毎	個別見積
商号変更	1 回毎	個別見積

※1 基本料金には下記料金を含みます。

本サービス:GPU サーバー本体、インターネット回線、ファイアウォール

※2 契約者が本サービスの利用にあたり、当社が提供する接続サービス（Master'sONE 又は Prime ConnectONE のことをいいます。）を利用する場合に必要となります。本品目については最低利用期間の定めはないものとします。

※3 当社による作業が必要となる場合には、別途オプションサービスに係る料金が発生するものとします。